

# Financial Adviser

ファイナンシャル・アドバイザー

# 4

2008

新連載

ファンド解体新書

うっかりトークで学ぶ・保険販売のコンプライアンス

農家&地主にアドバイスしたい・相続対策の勘どころ

タックス博士の1からはじめる税金教室 /ほか

## 特集

# ライフプランを踏まえた アプローチ&セールスにトライ!



タックス  
博士の

1からはじめる

# 税金教室

●第1回のテーマ●  
所得税・住民税  
の概要



タックス博士



落合会計事務所

落合孝裕

博士 今日から一緒に税金について勉強していきましょう。「税金は複雑で分かりづらい」という話をよく聞きますが、銀行に勤める二人は税金についてどんな印象を持っていますか？ 職業柄、税金について触れることも多いと思いますが…。

大輔 税金って本当に複雑で難しいですよ。個人の税金、会社の税金、さらに、相続税もありますよね。消費税の仕組みもピンとこないし、チャリカン、カンパンなんですよ。僕は渉外担当なので、個人のお客様のところへお伺いすることが多いのですが、税金にやけに詳しい方もいらっしゃるので、もうビックリですよ。

香織 私は大輔君ほどは抵抗はありませんね。でも、私は窓口でお客様から税金の難しい質問を受けるときは、先輩に教えていたたきながら対応しています。

博士 なるほど。税金と一言で言っても、その範囲はとも広くなっています。まず今回は、二人にとっても身近な個人にかかる所得税と住民税のおよその流れについて勉強していきましょう。

## 所得は10種類に分かれる

博士 まずは所得税についてです。所得税は個人の所得に対してかかるものですが、二人は毎月給料をもらっていますね。給与明細を見ると、社会保険料と並んで、所得税や住民税の控除額が記載されていますが、それには気づいていますか？

大輔 いつも給与明細はすぐ捨てるので、あまりきちんと見たことがないんです…。

博士 今度から、きちんと見てくださいよ。さて、所得税は、もちろん給料以外の所得にもかかります。所得にはどんなものがあるか知っていますか？

香織 アパートや駐車場などを貸している人は、不動産の所得がありますよね。他にも投資信託の配当などの所得もあります。

博士 そうですね。個人にかかる所得税については、図表1に挙げた10種類の所得に分かれています。

香織 そこからどうやって税金を

図表1 10種類の所得

- |       |        |
|-------|--------|
| ①事業所得 | ②不動産所得 |
| ③利子所得 | ④配当所得  |
| ⑤給与所得 | ⑥譲渡所得  |
| ⑦一時所得 | ⑧雑所得   |
| ⑨山林所得 | ⑩退職所得  |

計算していくんですか？

博士 計算の流れは図表2のようになっていきます。まずは各種の所得金額をそれぞれ計算します。それから、合算して計算する「総合課税」と、他の所得とは分けて計算する「分離課税」に分けて、それぞれ計算していきます。

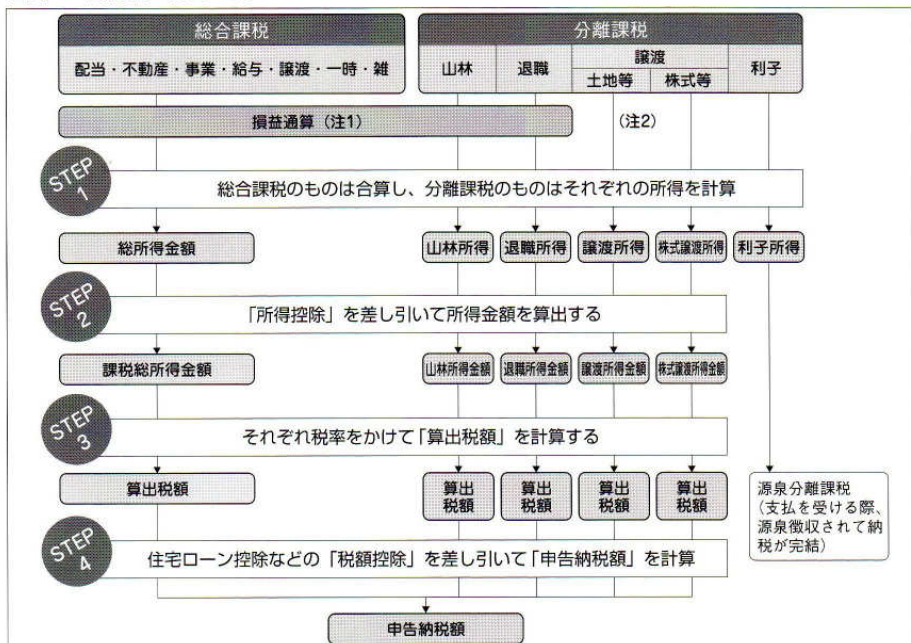
大輔 博士、所得の種類によって払う税金が多かったり、少なかったりするんですか？

博士 良い質問ですね。総合課税は、「累進税率」といって、所得が多いほど税率が高くなります。一方、分離課税のうち、土地や株式の譲渡は一定の税率になっています。

大輔 なるほど。土地を売って得



図表2 所得税の計算の流れ



(注1) 不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の損失は、他の所得から控除（損益通算）することができる。ただし、不動産所得の一部の損失については、損益通算できない。

(注2) 土地等の譲渡については、損益通算ができない。ただし、一定の居住用財産の譲渡損失については、損益通算することができる。

た収益については、多くても少なくとも、一定の割合で税金がかかるんですね。博士 そういうことです。総合課税される所得を合計したものを「総所得金額」といいますが、分離課税される各所得とともに、「所得控除」を差し引きます。所得控除とは、税金を計算する前に所得金額から差し引くもの（図表3・4のようなもの）があります。大輔 医療費控除なら知っています。去年、母が虫歯の治療でいぶんお金がかかって、父が確定申告をしてみましたから。博士 さて、図表2をもう一度見てください。所得金額から所得控除を差し引くと、税金が課税される「課税

総所得金額」が算出されます。この金額に税率を掛けたものが「算出税額」となります。香織 算出税額といっても、それがそのまま収める税金の額にはならないですね。博士 そのとおり。算出税額から、住宅ローン控除などの「税額控除」があれば差し引き、さらに、「源泉徴収税額」や「予定納税」など先払いしたものを差し引いて、最終的に納税する「申告納税額」が計算されます。大輔 同じ控除でも、所得控除と税額控除があって、差し引くタイミングも異なるんですね。しかし、申告納税額が出るまでは、長い道のりだな。給与所得以外にも所得がある場合は…博士 二人は、給料から自分で所得税を計算して納めているかな？香織 いいえ。会社が計算をしてくれています。博士 そうですね。サラリーマンのように給与所得がある人は、給与をもらっている会社で「年末調

「整」を12月月末の給料で行います。給与以外に所得がなければ、所得税の計算はこれで完了。確定申告を行う必要はないというわけですね。

**大輔** 僕も去年は初めて年末調整をしました。そういえば生命保険の控除証明書を会社に提出して、税金が少し戻ってきましたよ。

**博士** 年末調整は、納税額の計算まで、本人に代わって会社が代行してくれる制度。会社員にとって手間がかからず助かるけれど、自分で確定申告をしないから、税金の仕組みがいつまでたっても理解できないというのが「弊害」といえますね。

**香織** 博士、質問です。会社員で、給与の他に不動産所得がある人は、年末調整と確定申告のどちらで計算するのですか？

**博士** 良い質問ですね。先ほどの説明のとおり、会社員は会社が年末調整をしてくれます。これで給料分の税金はひとまず精算され、その後、確定申告の時期に、不動産所得を給与所得に加算して所得税を再計算することになります。

全体の所得税を計算して、すでに年末調整で支払った所得税を差し引いて、3月15日までに申告と納税を行うこととなります。図表5を見てください。

**大輔** これはややこしいなあ。僕が担当しているお客様で不動産を持っている方がいるんですが、計算がこんなに複雑だから、毎年2月ごろになると税理士の先生と打ち合わせをしていたんですね。

### 住民税は前年の所得で計算

**香織** 博士、所得税の計算の流れはひとまず分かりましたが、住民税はどうなんでしょうか。

**博士** 住民税はそれぞれの人が住んでいる市区町村に納める税金ですが、サラリーマンの場合は、やはり会社が計算をしてくれます。年末調整が終わったタイミング

図表3 年末調整で計算される主な所得控除

項目	内容	控除額
社会保険料控除	本人、または生計を一にする配偶者、その他の親族の①健康保険、②厚生年金、③国民健康保険、④国民年金などの保険料を支払った場合	支払額
生命保険料控除	生命保険の保険料を支払った場合	一定の算式により計算。一般、個人年金とともに各年間保険料10万円以上で最高5万円
地震保険料控除 (平成19年より新設)	地震保険の保険料を支払った場合	支払った地震保険料の金額、最高5万円
配偶者控除	配偶者の合計所得が38万円(年収103万円)以下の場合	38万円
配偶者特別控除 (注)	配偶者の合計所得が38万円(年収103万円)超、76万円(年収141万円)未満の場合	3万~38万円
扶養控除	生計を一にする親族で、合計所得が、38万円(年収103万円)以下の場合	1人当たり38万円
基礎控除	すべての人に無条件で適用される控除	1人当たり38万円

(注)平成16年より配偶者控除とのダブル適用は不可となった

図表4 確定申告が必要な所得控除

項目	内容	控除額
雑損控除	本人、または生計を一にする配偶者、その他の親族が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合	一定の算式により計算した金額
医療費控除	本人、または生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費が一定額(原則10万円)以上の場合	医療費-10万円
寄付金控除	国や地方公共団体、独立行政法人、認定NPO法人などに寄付をした場合	寄付金(合計所得金額×40%が上限)-5,000円

で、会社は「給与支払報告書」という書類を、各居住地の市区町村に送ります。これは1月末ころが提出の締め切りとなっていますので、会社の経理の人がまとめて送っているはずですよ。

**大輔** 経理部に知り合いがいるんですが、昔は12月の年末調整と1月の書類提出のために、徹夜で仕事をしていたみたいです。今は給

与とソフトで計算できるので助かって言っていました。

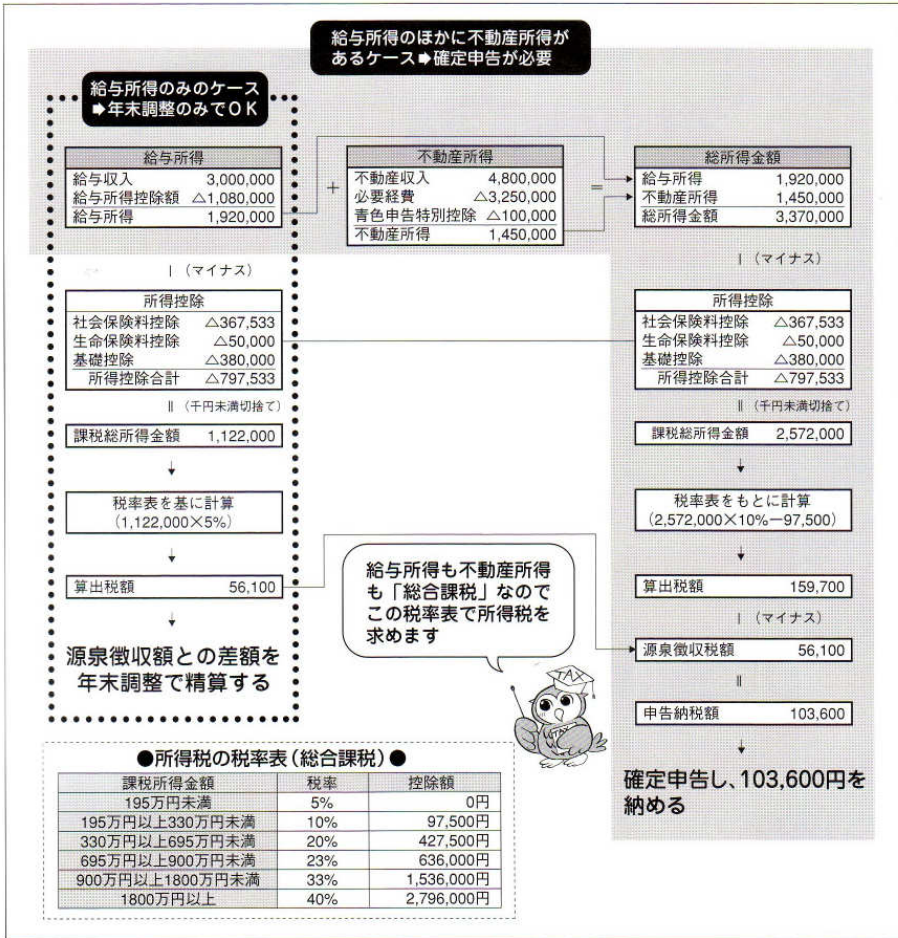
**博士** 経理の人たちは、縁の下で会社を支える大事な存在といえますね。

**香織** 住民税は、前年の給料で計算されるんですね。  
**博士** そのとおり。住民税は、前年の所得を基に計算されます。計算方法は、各種の所得の計算まで



# 1からはじめる税金教室

図表5 給与所得と不動産所得がある場合の所得税の計算方法



所得には10種類あることを覚えてうえで、所得税・住民税を算出するための大まかな流れを押さえておきましょう！



は、所得税とまったく同じです。所得控除の制度もほぼ同じですが、金額は異なる控除があります。それから、納税の時期についても要注意。住民税の納税は、翌年の6月からとなっています。大輔君も香織さんも、入社1年目は住民税がかからず、入社2年目の6月の給料から住民税が差し引かれていたはずですよ。

大輔 たしかに、急に手取りが減っていたけれど、そういう仕組みだったんだ。

博士 今回は所得税と住民税の概要について勉強しましたが、次回からは、所得税の各論について勉強していきましょう。